

大和市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第29号

### 大和市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

大和市職員の任用に関する規則（昭和51年大和市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「に掲げる」を「の各号に掲げる任用の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条第1号中「採用の場合は、」を「採用」に、「の方法の」を「の」に、「。」を「方法」に改め、同条第2号中「昇任の場合は、」を「昇任」に、「の方法を併せて行う。」を「を併せて行う方法」に改める。

第6条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第4号中「受験手続き」を「受験手続」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「規定する」を「掲げる」に、「つど」を「都度」に改める。

第7条中「つど」を「都度」に改める。

第9条第1項第7号中「1」を「いずれか」に改める。

第12条第1号中「別表第5の行政職給料表(1)の3級から6級までの項」を「別表第5級別基準職務表行政職給料表(1)、3級の項から6級の項まで」に改め、同条第2号中「別表第5の行政職給料表(2)の項」を「別表第5級別基準職務表行政職給料表(2)の項」に改め、同条第4号中「前3号に規定する」を「前各号に掲げる」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自己の都合等により退職した者をもって補充しようとする職

第13条第2号中「第4号」を「第5号」に改める。

第15条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第17条中「前2条」の次に「の規定」を加える。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

2 大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大和市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第12条第4号」を「第12条第5号」に改める。